

鶴田町の給与・定員管理等について（令和6年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

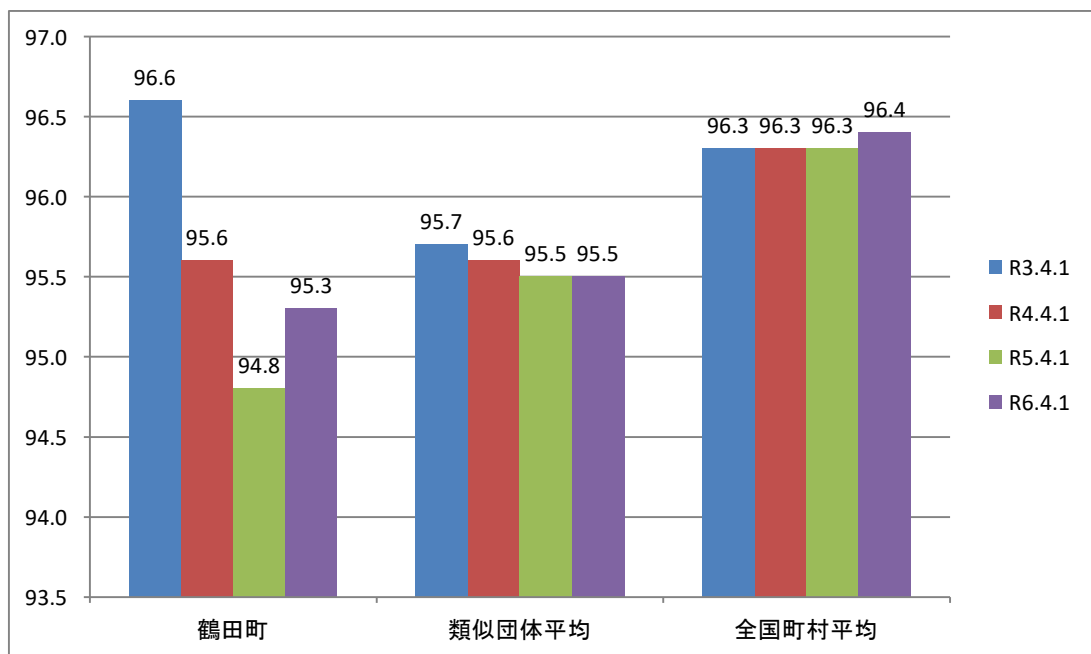
区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	11,754人	7,166,749千円	507,916千円	957,447千円	13.4 %	13.7 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり	(参考) 類似団体平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費B/A	一人当たり給与費
5年度	92 人	345,382千円	42,193千円	137,035千円	524,610千円	5,702千円	5,532千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

（鶴田町は人事委員会を設置していないため省略します）

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し〔実施〕

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。

若年層については引き下げなし。高齢層については、最大4%引き下げ。4・5・6級に号俸を増設。

激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
鶴田町	39.3歳	293,583円	316,276円	315,358円
青森県	42.6歳	312,300円	372,905円	340,471円
国	42.1歳	323,823円	— 円	405,378円
類似団体	41.8歳	305,642円	350,143円	330,782円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
鶴田町	54.1歳	8人	293,438円	316,465円	318,500円
うち用務員	53.1歳	7人	306,743円	323,871円	328,612円
青森県	53.5歳	224人	300,700円	335,767円	317,194円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	— 円	330,553円
類似団体	51.3歳	6人	281,027円	304,160円	293,976円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間の類似職種の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
鶴田町	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	49.1歳	244,800円	1.3	5,409,652円	3,297,300円	1.6

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3~5年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③医療職（保健師等）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
鶴田町	38.0歳	297,563円	310,863円	311,402円
国	48.1歳	325,124円	—	365,921円
類似団体	43.4歳	308,569円	365,796円	326,464円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		鶴 田 町	青 森 県	国
一般行政職	大学卒	202,400円	202,400円	196,200円
	高校卒	170,900円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	169,000円	—
	中学卒	151,200円	155,300円	—
教 育 職	大学卒	202,400円	226,100円	—
	高校卒	170,900円	円	—
医 療 職 (保健師等)	大学卒	232,800円	円	—
	短大3卒	225,800円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

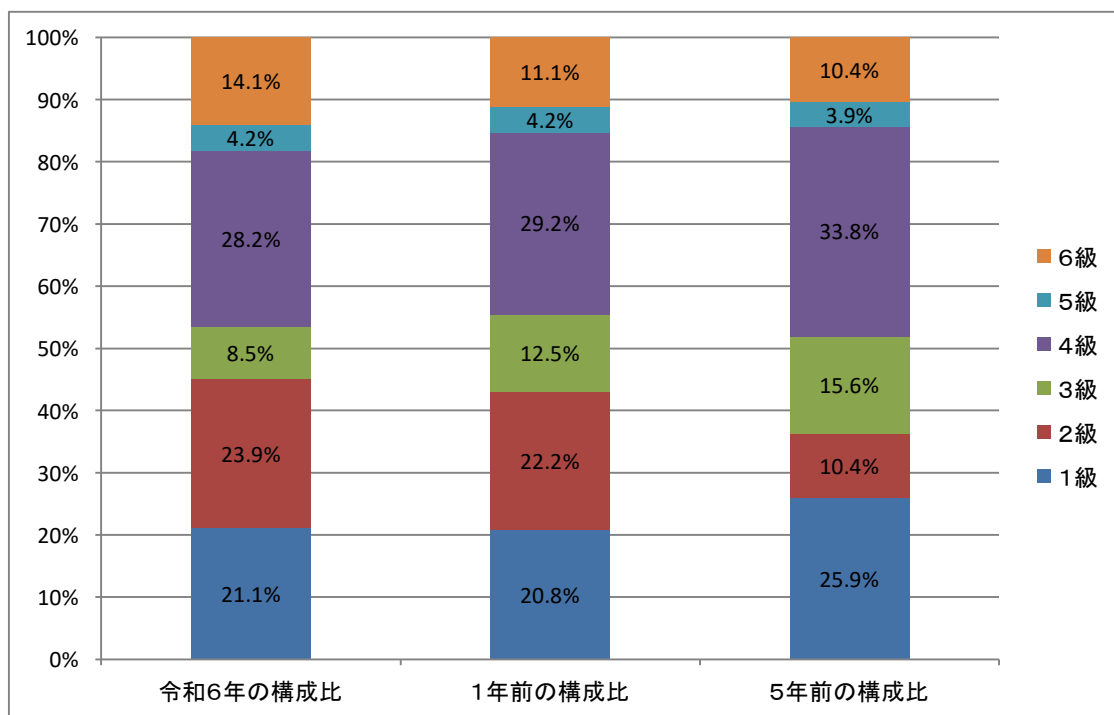
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,725円	346,950円	379,150円	395,580円
	高校卒	—	—	—	389,229円
技能労務職	高校卒	—	—	—	308,100円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

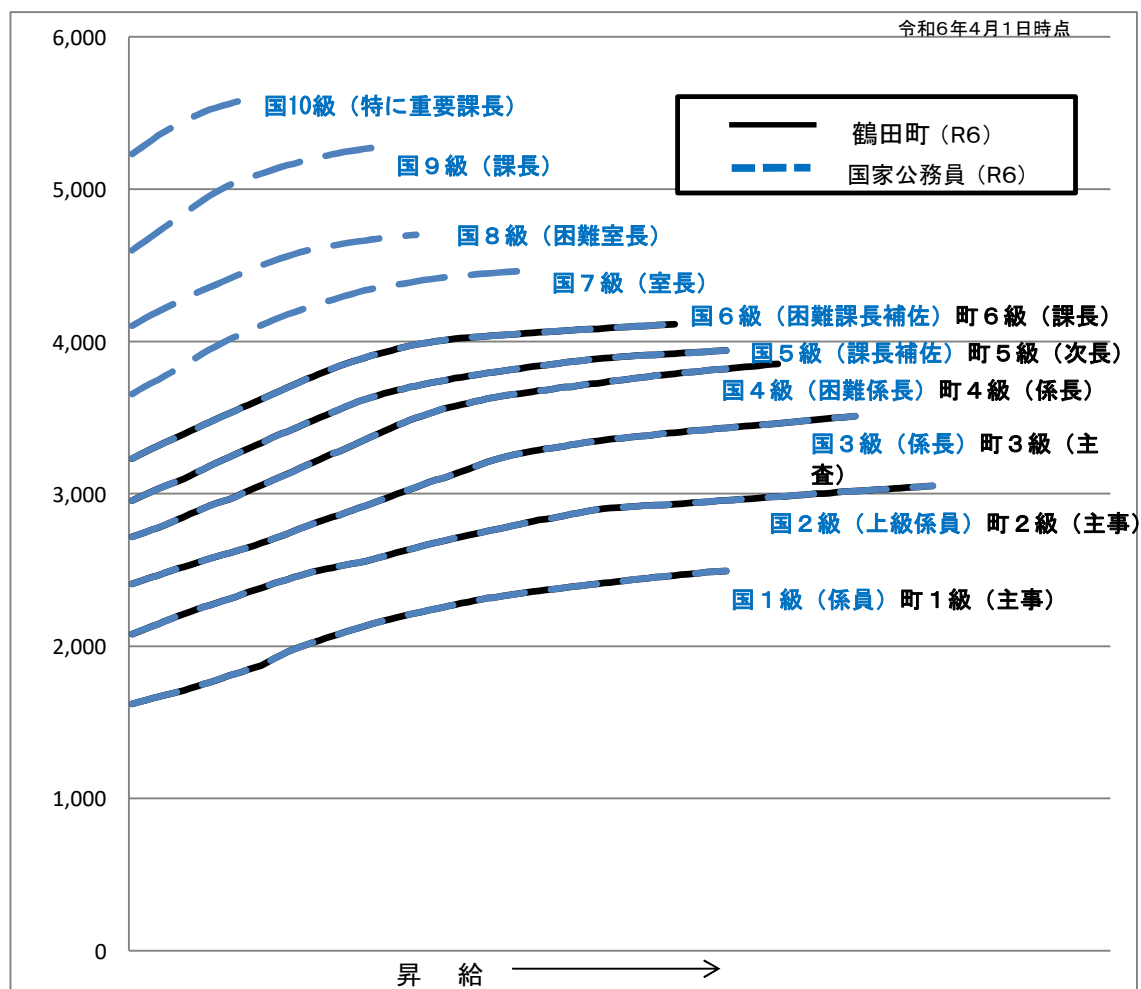
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標 準 的 な 職 務 内 容	職 員 数	構 成 比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	10人	14.1 %	323,100 円	411,300 円
5級	次長・所長	3人	4.2 %	295,400 円	394,000 円
4級	課長補佐・係長	20人	28.2 %	271,600 円	385,200 円
3級	主任主査・主査	6人	8.5 %	240,900 円	351,000 円
2級	主事	17人	23.9 %	208,000 円	305,200 円
1級	主事	15人	21.1 %	162,100 円	249,400 円

(注) 1 鶴田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（鶴田町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鶴田町	青森県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,388千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,657千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.925) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.925) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算10～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算10～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鶴田町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

鶴 田 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）	
調整額	在職中の職責等による貢献度に基づく加算 （0～43,350）円×60カ月		調整額	在職中の職責等による貢献度に基づく加算 （0～95,400）円×60カ月	
1人当たり平均支給額	11,820千円				

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

該当なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			0%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	伝染病防疫作業従事職員	伝染病防疫作業	0千円	日額100円～150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	15,304千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	140千円
支給実績（4年度決算）	22,188千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	204千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度と の異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)	
扶養手当	配偶者や子などを扶養する場合		同じ		8,670 千円	211,463 円	
	配偶者						6,500円
	子	1人につき					10,000円
		16～22歳の加算					5,000円
	子以外	1人につき					6,500円
住居手当	借家又は借間に住む世帯主		同じ		5,011 千円	313,188 円	
	借家、借間の場合	最高27,000円	同じ				
通勤手当	交通機関や自家用車等通勤者		同じ		2,607 千円	44,948 円	
	交通機関	最高55,000円					
	自家用車等	最高31,600円					
管理職手当	12,500円～31,000円（一般行政職）				3,410 千円	284,167 円	
単身赴任手当	異動等で配偶者と別居する者 最高100,000円		同じ		0 千円	0 円	
宿日直手当	1回4,400円、5時間未満は1/2		同じ		1,082 千円	12,581 円	
休日勤務手当	休日等の勤務 時間単価×1.35		同じ		- 千円	- 円	
管理職員特別勤務手当	管理職員の休日等の勤務		同じ		0 千円	0 円	
	管理職区分で4,000円～10,000円						
	管理職員の平日深夜の勤務 管理職区分で3,000円～5,000円						
夜間勤務手当	深夜の勤務 時間単価×0.25		同じ		0 千円	0 円	
寒冷地手当	11～3月全職員 7,360円～17,800円		4級地と同じ		5,627 千円	58,010 円	

(注) 休日勤務手当の決算額等については、(5)の時間外勤務手当に合算して表記した。

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給料	町 長	703,000円		(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 町 長	576,000円		900,000 円	／	639,000 円
	教 育 長	506,000円		720,000 円	／	550,000 円
報酬	議 長	289,000円		— 円	／	— 円
	副 議 長	250,000円		340,000 円	／	252,000 円
	議 員	238,000円		275,000 円	／	196,000 円
期末手当	町 長	(5年度支給割合)				
	副 町 長	3.30 月分				
	教 育 長	(5年度支給割合)				
退職手当	議 長	3.30 月分				
	副 議 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)				
	議 員	703,000円×在職月数×45.5/100 15,353,520 円 任期毎				
退職手当	副 町 長	576,000円×在職月数×26.5/100 7,326,720 円 任期毎				
	教 育 長	506,000円×在職月数×22.5/100 4,098,600 円 任期毎				
	寒冷地手当	町長17,800円 副町長 円 教育長10,200円 (国の4級地基準)				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月。教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

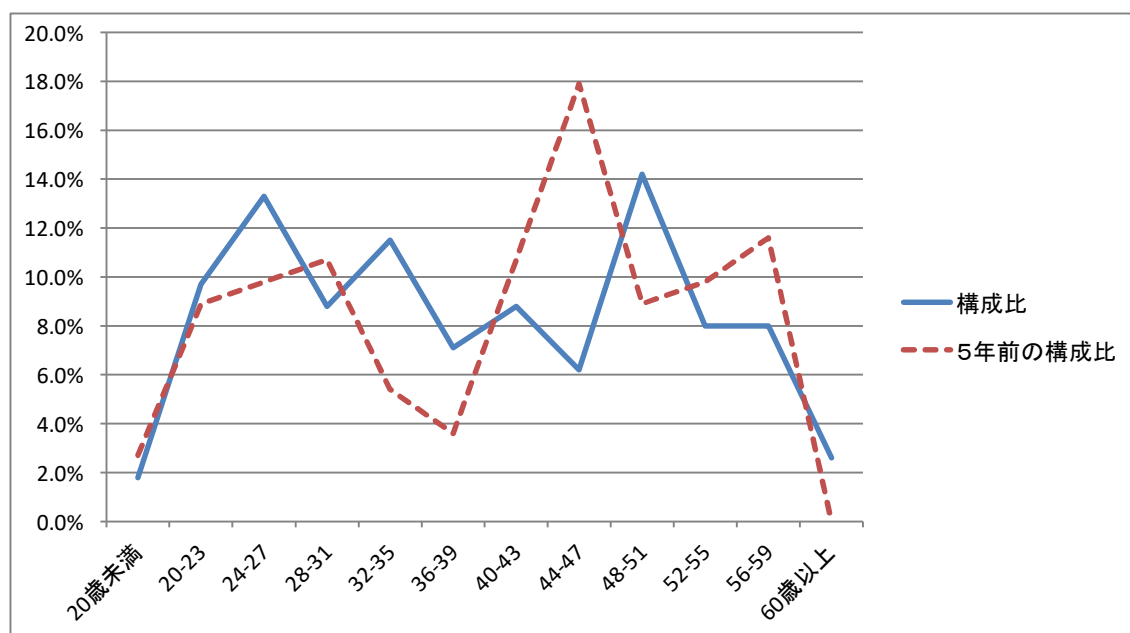
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	福祉関係を除く一般行政	58	61	3	組織機構改革に伴う増
		福祉関係	19	22	3	
		小 計	77	83	6	参考：人口1万当たり職員数 70.61人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 107.31人)
	教育部門		15	12	△ 3	組織機構改革に伴う減
	消防部門					
	小 計		92	95	3	参考：人口1万当たり職員数 80.82人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 128.81人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 水 下 そ	院	0	0	0	
		道	3	3	0	
		道	3	3	0	
		他	12	12	0	
	小 計		18	18	0	
合 計			110 〔176〕	113 〔176〕	3 〔0〕	参考：人口1万当たり職員数 96.14人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	15人	10人	13人	8人	10人	7人	16人	9人	9人	3人	113人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年 度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）	
一 般 行 政	76	82	79	81	77	83	7	9.2%
教 育	20	16	17	17	15	12	△ 8	△ 40.0%
消 防								
普 通 会 計 計	96	98	96	98	92	95	△ 1	△ 1.0%
公営企業等会計計	16	16	15	18	18	18	2	12.5%
総 合 計	112	114	111	116	110	113	1	0.9%

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	280,982千円	17,107千円	21,949千円	7.8 %	8.8 %

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村水道 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	3人	9,216千円	957千円	3,417千円	13,590千円	4,530千円	6,118千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
鶴田町	32.0歳	261,900円	377,500円
水道事業市町村平均	45.8歳	337,221円	508,691円
事業者	— 歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。令和5年度決算額より算出。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鶴田町水道事業		水道事業（公営企業会計市町村平均）	
1人当たり平均支給額（5年度）		1人当たり平均支給額（5年度）	
1,139 千円		1,506 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	1.95 月分	- 月分	- 月分
(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%			

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

鶴田町水道事業			水道事業（公営企業会計市町村平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	－ 月分	－ 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	－ 月分	－ 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	－ 月分	－ 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	－ 月分	－ 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）		その他の加算措置		
（退職時特別昇給）	制度なし		（退職時特別昇給）		
1人当たり平均支給額	－ 千円		1人当たり平均支給額	11,058 千円	

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

該当なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	46 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	15 千円
支給実績（4年度決算）	38 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	13 千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		360 千円	360,000 円
住居手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		324 千円	324,000 円
通勤手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		50 千円	50,000 円
単身赴任手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		177 千円	59,000 円

- （注） 休日勤務手当の決算額等については、オの時間外勤務手当に合算して表記した。